

自動車通関証明書の電子化に伴うお願い

- 税関と国土交通省は、令和7年10月12日以降に発給された通関証明書について、電子的にデータ連携を行います。
 - 軽自動車検査協会については、国土交通省との連携により情報が提供され、並行輸入自動車書面審査において当該電子データを活用して確認を行います。
 - 並行輸入自動車届出書を提出する際に、帳票を持参いただくと、電子データの確認作業が円滑になりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ※並行輸入自動車届出書に通関証明書発給番号を記載いただければ申請受付は可能です。

軽自動車以外の登録手続きに関するご質問等については、運輸支局等へお問い合わせください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>



通関関係書類の電子手続きに関するご質問等については、税関へお問い合わせください。

[https:// www.customs.go.jp/](https://www.customs.go.jp/)



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization